

Radiata Increase



FP2級 実技 資産設計提案業務 過去問解説 2023年5月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2022年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第 1 問】下記の(問 1)、(問 2)について解答しなさい。

問 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FP の行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)税理士資格を有していない FP が、相続対策を検討している顧客に対し、有料の相談業務において、仮定の事例に基づいて、相続税額を計算する手順について説明を行った。

(イ)社会保険労務士資格を有していない FP が、顧問先企業の雇用保険に関する申請書を作成して手続きの代行を行い、報酬を受け取った。

(ウ)生命保険募集人・保険仲立人・金融サービス仲介業者の登録を受けていない FP が、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、具体的な必要保障額を試算した。

(エ)弁護士資格を有していない FP(遺言者や公証人と利害関係はない成年人)が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。

【答え】

ア. 適切 ○

税理士資格を持たないFPは、「税務相談」「税務書類の作成」「税務代理」を行ってはいけません。

ただし、有償であっても、仮の事例や一般的な税法の解説は行うことができます。

イ. 不適切 ×

社会保険労務士業務は、労働社会保険諸法令に基づく申請書類の作成、提出手続きの代行、申告等の代理、帳簿書類の作成です。

よって、社会保険労務士資格を有していないFPは、申請書類の作成、手続きの代理等は行うことができません。

ウ. 適切 ○

生命保険募集人や保険仲立人の登録をしていないFPであっても、顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算することができます。

エ. 適切 ○

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。

ただし、公正証書遺言の証人となるのに、特別な資格は不要です。

問 2

「消費者契約法」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.事業者が消費者に重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と信じて締結した契約は、取り消すことができる。
- 2.消費者の判断力が著しく低下し、過大な不安を抱いている状況に付け込んで、事業者の不当性の高い行為により消費者が困惑した状況で契約を締結した場合、当該契約は取り消すことができる。
- 3.消費者契約法の保護の対象となる消費者とは、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)とされており、法人は対象外とされている。
- 4.消費者が、商品を買わずに帰りたいと言っても帰らせてもらえずに困惑して商品購入の契約をした場合で、購入場所が事業者の店舗であるときは、当該契約は取り消すことができない。

【答え】

1. 適切 ○

本問の通り、
消費者が誤認して契約した場合は、取り消すことが可能です。

2. 適切 ○

本問の通り、
困惑して契約は、取り消すことが可能です。

3. 適切 ○

本問の通り、
消費者契約法の保護の対象は個人です。
よって、**法人は対象外**とされています。

4. 不適切 ×

消費者が困惑して契約は、消費者契約法に基づき、取り消すことが可能です。

したがって正解は、4

【第2問】下記の(問3)~(問6)について解答しなさい。

問3

下記<資料>は、外貨定期預金の契約締結前交付書面の一部である。この契約締結前交付書面に関する次の記述の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句として、最も不適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

<資料>

商品概要
[商品名] 外貨定期預金 [商品の概要] 外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。 [預金保険] 外貨定期預金は、預金保険制度の（ ア ）です。 [販売対象] 個人のお客様
税金について
[利息]（ イ ）が適用されます。 [為替差損益] 雑所得となります。 ※雑所得は、原則として確定申告による総合課税の対象です。
お預入れとお引出しに関わる為替手数料
[お預入れ] 円の現金でのお預入れ（1通貨単位当たり） 米ドル：1円 [お引出し] 円の現金でのお引出し（1通貨単位当たり） 米ドル：1円 例）お預入時点の為替相場（仲値）が1米ドル＝140円の場合、1万米ドルのお預入金額は、（ ウ ）となります。
その他
※外貨定期預金は、少額投資非課税制度（NISA）の（ エ ）です。

1. 空欄(ア)にあてはまる語句は、「対象外」である。
2. 空欄(イ)にあてはまる語句は、「申告分離課税」である。
3. 空欄(ウ)にあてはまる語句は、「1,410,000円」である。
4. 空欄(エ)にあてはまる語句は、「対象外」である。

【答え】

1. 適切

外貨預金は、預金保険制度の対象外です。

2. 不適切

外貨預金の利子は、利子所得として、20.315%が源泉分離課税されます。

3. 適切

- ・TTS→顧客が円から外貨に換えること
- ・TTM→基準となる為替相場
- ・TTB→顧客が外貨から円に換えること

[本問の場合]

TTM(仲値)が1米ドル=140円の場合

TTSは、手数料の1円を加えて141円になります。

1万米ドルの預入金額=10,000米ドル×141円=1,410,000円

4. 適切

NISAは、預貯金や債券は対象外です。

したがって正解は、2

問 4

下記<資料>に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

	P A株式会社	P B株式会社
株価	7, 2 2 0 円	1 3, 4 7 0 円
1 株当たり当期純利益	2 7 4 円	6 8 5 円
1 株当たり自己資本	3, 2 4 0 円	9, 8 7 3 円
1 株当たり年間配当金	9 0 円	1 4 5 円

- ・ P A株式会社とP B株式会社の株価をP E R（株価収益率）で比較した場合、（ ア ）株式会社の方が割安といえる。
- ・ P A株式会社とP B株式会社の資本効率性をR O E（自己資本利益率）で比較した場合、（ イ ）株式会社の方が効率的に利益を上げているといえる。

- 1.(ア)PA (イ)PA
- 2.(ア)PA (イ)PB
- 3.(ア)PB (イ)PA
- 4.(ア)PB (イ)PB

【答え】

	P A株式会社	P B株式会社
株価	7, 2 2 0 円	1 3, 4 7 0 円
1 株当たり当期純利益	2 7 4 円	6 8 5 円
1 株当たり自己資本	3, 2 4 0 円	9, 8 7 3 円
1 株当たり年間配当金	9 0 円	1 4 5 円

ア.

株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標

・PERが高いほど割高・PERが低いほど割安

$\text{PER(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり当期純利益(EPS)}$

$\text{EPS(1株当たり当期純利益)} = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

・PAのPER=7,220円÷274円=26.35...

・PBのPER=13,470円÷685円=19.66...

よって、

PB株式会社の方が割安となります。

イ.

自己資本利益率(ROE)

ROEが高い＝効率よく利益を上げている

$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

・PA の ROE=274 円÷3,240 円×100=8.46...

・PB の ROE=685 円÷9,873 円×100=6.94...

よって、

PAの方が効率的に利益を上げているといえます。

したがって正解は、3

問 5

下記〈資料〉の債券を取得日から5年後に売却した場合における所有期間利回り(単利・年率)を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉

表面利率:年 0.60%

額面:100 万円

購入価格:額面 100 円につき 100.00 円

売却価格:額面 100 円につき 101.75 円

所有期間:5 年

【答え】

所有期間利回り

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

●所有期間利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

〈資料〉

表面利率:年 0.60%

額面:100 万円

購入価格:額面 100 円につき 100.00 円

売却価格:額面 100 円につき 101.75 円

所有期間:5 年

$$\{0.6 + (101.75 - 100) \div 5\} \div 100 \times 100 = 0.95\%$$

したがって正解は、0.95(%)

問 6

金投資に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金は、国際的には 1 トロイオンス当たりの米ドル建て価格で取引される。
2. 金価格の変動要因には、需給関係、金融動向、政治情勢などが挙げられ、円安(米ドル/円相場)は国内金価格の下落要因になる。
3. 毎月一定額を金融機関口座等から引き落として金現物を買付けする定額積立の場合、ドルコスト平均法の効果が期待できる。
4. 個人が金現物を売却した場合の利益は、原則として譲渡所得として総合課税の対象となる。

【答え】

1. 適切

[金の価格表示]

国際価格は、1トロイオンス(=31.1035グラム)あたりの米ドル建て価格で取引が行われます。

国内では1グラムあたりの価格が円建てで表示されます。

2. 不適切

金の国際表示価格は、米ドル建てです。

円安になると金を購入するための円貨が多く必要になります。

よって、

円安になると金の国内価格は、上昇要因となります。

円高になると金の国内価格は、下落要因となります。

3. 適切

ドルコスト平均法は、常に一定金額を購入する方法です。

価格が低い時には購入量が多く、価格が高い時には購入量は少なくなり、平均購入単価を抑える効果があります。

4. 適切

個人が金地金を売却したことによる利益は、譲渡所得として総合課税の対象となります。

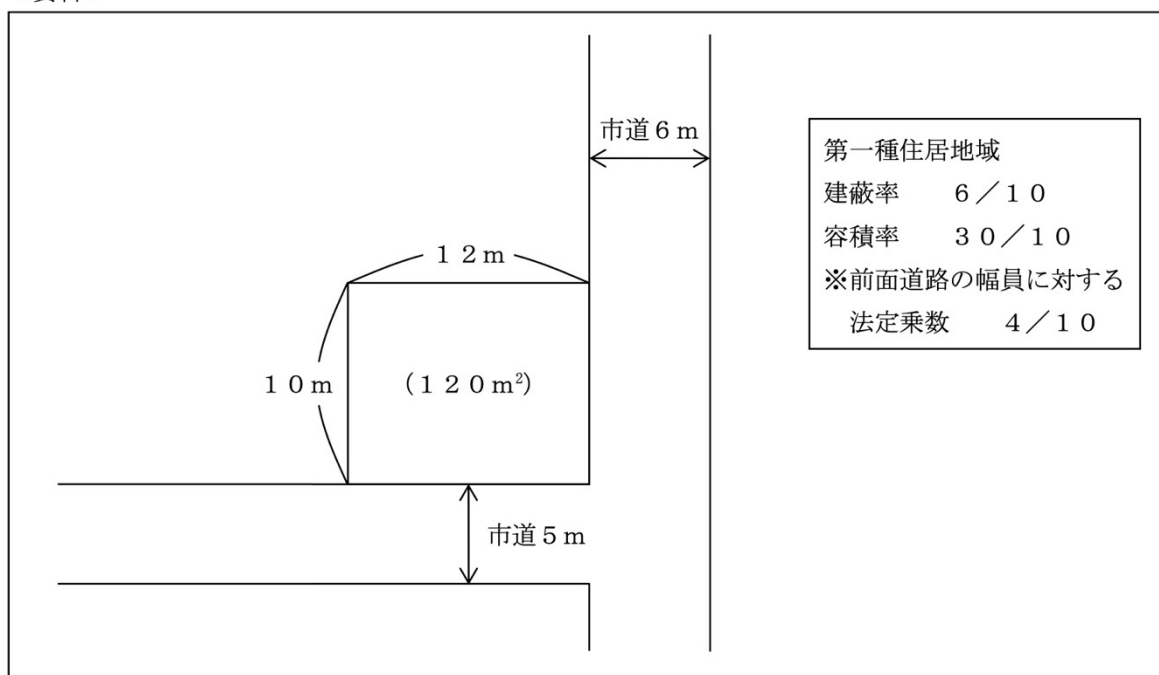
したがって正解は、2

【第3問】下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建築物を建てる場合の延べ面積(床面積の合計)の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない条件は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



【答え】

延べ面積の最高限度

[計算式]

延べ面積の上限=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

$6\text{m} \times 4/10 = 2.4 = 240\% > \text{指定容積率} 300\%$

$120\text{m}^2 \times 240\% = 288\text{m}^2$

したがって正解は、288(m²)

問 8

柴田さんは、保有しているマンションを賃貸している。2022 年分の賃貸マンションに係る収入および支出等が下記〈資料〉のとおりである場合、2022 年分の所得税に係る不動産所得の金額を計算しなさい。なお、〈資料〉以外の収入および支出等はないものとし、青色申告特別控除は考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料：2022 年分の賃貸マンションに係る収入および支出等〉

- ・ 賃料収入（総収入金額）：180 万円

- ・ 支出

銀行へのローン返済金額：140 万円（元金80万円、利息60万円）

管理費等：15 万円

管理業務委託費：9 万円

火災保険料：1 万円

固定資産税：13 万円

修繕費：6 万円

- ・ 減価償却費：40 万円

※支出等のうち必要経費となるものは、すべて2022年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

【答え】

不動産所得=総収入金額-必要経費で求めます。

●収入金額

賃貸収入:180万円

●必要経費

- ・銀行へのローン返済金額:60万円
(元金80万円は必要経費に含めません)
- ・管理費等:15万円
- ・管理業務委託費:9万円
- ・火災保険:1万円
- ・固定資産税:13万円
- ・修繕費:6万円
- ・減価償却費:40万円

合計=144万円

●不動産所得=180万円-144万円=36万円

したがって正解は、36(万円)

問 9

山岸さんは、7 年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記〈資料〉のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

〈資料〉

- ・ 取得費:土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
- ・ 譲渡価額(合計):5,000 万円
- ・ 譲渡費用(合計):200 万円

※居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 1,740 万円
2. 1,550 万円
3. 1,480 万円
4. 1,300 万円

【答え】

『分離課税とされる譲渡所得の計算式』

譲渡所得(長期・短期)=

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} 3,000 \text{万円}$$

※取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、収入金額の5%を取得費とすることができます。(概算取得費)

[本問の場合]

- ・譲渡価額: 5,000万円
- ・取得費: $5,000 \text{万円} \times 5\% = 250 \text{万円}$
- ・譲渡費用: 200万円

$$5,000 \text{万円} - (250 \text{万円} + 200 \text{万円}) - 3,000 \text{万円} = 1,550 \text{万円}$$

したがって正解は、2

問 10

下記<資料>は、近藤さんが購入を検討している中古マンションのインターネット上の広告(抜粋)である。この広告の内容等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

〇〇タワーレジデンス2403号室			
販売価格	7,980万円	所在地	◎◎県□□市〇〇町 1-5
交通	△△線◇◇駅から徒歩2分	間取り	2LDK
専有面積	54.28m ² (壁芯)	バルコニー面積	8.40m ²
階/階建て	24階/32階	築年月	2016年10月
総戸数	288戸	構造	鉄筋コンクリート造
管理費	15,800円/月	修繕積立金	9,600円/月
土地権利	所有権	取引形態	媒介

- 1.この広告の物件は専有部分と共用部分により構成されるが、バルコニーは専有部分に当たる。
- 2.この広告の物件の専有面積として記載されている壁芯面積は、登記簿上の内法面積より大きい。
- 3.この広告の物件を購入した場合、近藤さんは管理組合の構成員になるかどうかを選択できる。
- 4.この広告の物件を購入した場合、購入前になされた集会の決議については、近藤さんにその効力は及ばない。

【答え】

1. 不適切

マンションのバルコニーは専有部分ではなく、**共有部分**として扱われます。

2. 適切

マンションの専有部分の面積は壁芯面積で表示され、登記簿面積である内法面積よりも大きくなります。

3. 不適切

マンションの区分所有者は、強制的に管理組合の構成員になります。
よって、選択することはできません。

4. 不適切

購入前になされた集会の決議についても、**その効力は及びます**。

したがって正解は、2

【第 4 問】下記の(問 11)~(問 14)について解答しなさい。

問 11

自動車損害賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、加害車両が複数の場合については考慮しないものとする。

1. 原動機付自転車を除くすべての自動車に加入が義務付けられている。
2. 交通事故の被害者が保険会社に保険金を直接請求することができる。
3. 死亡による損害に対する保険金の支払限度額は、被害者 1 人につき 3,000 万円である。
4. 被保険者が被保険自動車を運転中に、ハンドル操作を誤って路上で遊んでいた自分の子にケガをさせた場合、補償の対象となる。

【答え】

1. 不適切

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)は、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入義務があります。

2. 適切

本問の通り、

自賠責保険は、交通事故の被害者が保険会社に対して保険金を直接請求することができます。

3. 適切

本問の通り、

死亡による損害に対する保険金の支払限度額は、被害者1人につき3,000万円です。

4. 適切

本問の通り、

自賠責保険は、運転者以外の者が補償されます。
よって、家族も補償の対象となります。

したがって正解は、1

馬場和彰さん(51 歳)が加入の提案を受けた生命保険の保障内容は下記<資料>のとおりである。この生命保険に加入した場合、次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

主契約・特約の内容	主なお支払事由など	給付金額
医療総合保険	① 病気で所定の入院をしたとき、入院1日目より疾病入院給付金を支払います。 ※支払限度は、1回の入院で60日、通算1,095日となります。 ② 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき、入院1日目より災害入院給付金を支払います。 ※支払限度は、1回の入院で60日、通算1,095日となります。 ③ 病気やケガで公的医療保険制度の給付対象である所定の手術を受けたとき、手術給付金を支払います。 ※手術の種類に応じて入院給付金日額の5倍・10倍・20倍・40倍をお支払います。 ④ 病気やケガで公的医療保険制度の給付対象である所定の放射線治療を受けたとき、放射線治療給付金を支払います。 ※入院給付金日額の10倍をお支払います。	日額 10,000円
5疾病就業不能特約	① 5疾病で所定の入院をしたとき、または5疾病による就業不能状態が30日を超えて継続したと診断されたとき、第1回就業不能給付金を支払います。 ※5疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます。 ※就業不能状態とは、5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態、5疾病により医師の指示を受けて自宅等で療養し、職種を問わずすべての業務に従事できない状態、5疾病により生じた所定の高度障害状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ※支払限度は、疾病の種類にかかわらず保険期間を通じて1回となります。 ② 前回の就業不能給付金のお支払事由に該当した日の1年後の応当日以後に、5疾病による就業不能状態が30日を超えて継続したと診断されたとき、第2回以後就業不能給付金を支払います。 ※支払限度は、1年に1回となります。	100万円

がん診断特約	① 悪性新生物と診断確定された場合で、以下のいずれかに該当したとき、診断給付金を支払います。 ・ 初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・ 悪性新生物が治癒または寛解状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・ 悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・ 悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ② 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき、診断給付金を支払います。 ※支払限度は、2年に1回となります。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回となります。	100万円
通院特約	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガにより以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき、通院給付金を支払います。 ・ 入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ・ 退院日の翌日からその日を含めて180日以内（入院の原因となった疾病ががん、心疾患、脳血管疾患の場合、730日以内） ※支払限度は、1回の入院で30日、通算1,095日となります。	日額 6,000円
先進医療特約	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき、先進医療給付金を支払います。 ※先進医療にかかわる技術料と同額をお支払いします。	通算 2,000万円

- ・ 馬場さんが、交通事故により事故当日から継続して9日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率20倍）を受けたが死亡した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 馬場さんが急性心筋梗塞で継続して31日間入院し、その間に約款所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率10倍）と公的医療保険制度における先進医療に該当する治療（技術料5万円）を受け、検査等のため退院後3ヵ月間で10日間通院して治癒した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（ イ ）万円である。なお、「5疾病で所定の入院をしたとき」、「公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき」に該当するものとする。
- ・ 馬場さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため継続して22日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率40倍）を受けた後に死亡した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（ ウ ）万円である。なお、「5疾病で所定の入院をしたとき」、「初めて悪性新生物と診断確定されたとき」に該当するものとし、放射線治療は受けていないものとする。

【答え】

ア.

- ・疾病入院給付金: $10,000\text{円} \times 9\text{日間} = 9\text{万円}$
 - ・手術給付金: $10,000\text{円} \times 20\text{倍} = 20\text{万円}$
- 合計=29万円

イ.

- ・疾病入院給付金: $10,000\text{円} \times 31\text{日間} = 31\text{万円}$
 - ・手術給付金: $10,000\text{円} \times 10\text{倍} = 10\text{万円}$
 - ・5疾病就労不能給付金: 100万円
 - ・通院特約: $6,000\text{円} \times 10\text{倍} = 6\text{万円}$
 - ・先進医療特約: 5万円
- 合計=152万円

ウ.

- ・疾病入院給付金: $10,000\text{円} \times 22\text{日間} = 22\text{万円}$
 - ・手術給付金: $10,000\text{円} \times 40\text{倍} = 40\text{万円}$
 - ・5疾病就労不能給付金: 100万円
 - ・がん診断給付金: 100万円
- 合計=262万円

したがって正解は、

ア: 29(万円)

イ: 152(万円)

ウ: 262(万円)

問 13

天野三郎さんが契約している生命保険(下記<資料>参照)に関する次の記述の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。また、三郎さんの家族構成は以下のとおりであり、課税対象となる保険金は いずれも基礎控除額を超えているものとする。

<三郎さんの家族構成>

氏名	続柄	年齢	備考
天野 三郎	本人	56歳	会社員(正社員)
紀子	妻	52歳	パートタイマー
晴彦	長男	17歳	高校生
美鈴	長女	13歳	中学生
雄太	二男	8歳	小学生

<資料：三郎さんが契約している生命保険契約の一覧>

	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
特定疾病保障保険A	三郎さん	三郎さん	紀子さん	—
がん保険B	三郎さん	紀子さん	三郎さん	—
養老保険C	三郎さん	三郎さん	紀子さん	晴彦さん

※養老保険Cの保険期間は15年である。

- ・ 現時点で三郎さんが死亡した場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる死亡保険金に係る非課税限度額は（ ア ）である。
- ・ 特定疾病保障保険Aから三郎さんが受け取る特定疾病保険金は（ イ ）である。
- ・ がん保険Bから三郎さんが受け取る死亡保険金は（ ウ ）である。
- ・ 養老保険Cから晴彦さんが受け取る満期保険金は（ エ ）である。

<語群>

- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| 1. 贈与税の課税対象 | 2. 相続税の課税対象 | 3. 非課税 |
| 4. 所得税・住民税の課税対象 | 5. 2,000万円 | 6. 2,400万円 |
| 7. 2,500万円 | 8. 5,400万円 | |

【答え】

ア. 5 :2,000万円

●死亡保険金の非課税限度額

相続人が死亡保険金を受け取った時は、限度額までが非課税となります。

[計算式]

非課税限度額=500万円×法定相続人の数

法定相続人は、妻・長男・長女・二男の4人となります。

500万円×4人=2,000万円

イ. 3 :非課税

個人が受け取る、身体の疾病やケガを原因として支払われる保険金や給付金は、非課税となります。

ウ. 4 :所得税・住民税の課税対象

死亡保険金に対する税金

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税
A	B	C	贈与税

契約者と保険金受取人が同一である死亡給付金は、所得税・住民税の課税対象となります。

エ. 1:贈与税の課税対象

契約者と満期保険金受取人が異なる場合は、贈与税の課税対象となります。

したがって正解は、ア. 5 イ. 3 ウ. 4 エ. 1

問 14

株式会社 QS の代表取締役の川久保さんが任期満了で退任した場合、同社の役員退職慰労金規程に基づき、川久保さんが受け取ることができる役員退職慰労金の金額を計算しなさい。なお、解答は以下の〈前提条件〉および〈資料〉に基づくものとし、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈前提条件〉

- ・ 入社時年齢：45歳
- ・ 退任時年齢：70歳（役員在任年数25年間）
- ・ 退任時の最終報酬月額：80万円
- ・ 入社から退任までの役位は継続して代表取締役

〈資料：株式会社 QS の役員退職慰労金規程〉

〔役員退職慰労金規程〕（抜粋）

第1条（総則）

この規程は退任した取締役または監査役（以下「役員」という）の役員退職慰労金および弔慰金について定めるものである。

第2条（退任の定義）

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

①辞任 ②任期満了 ③解任 ④死亡

第3条（金額の算定）

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額（以下の式）の合計額とする。

$$\text{最終報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率（役位別係数）} = \text{役員退職慰労金}$$

功績倍率（役位別係数）

代表取締役	3.0
専務取締役	2.4
常務取締役	2.2
取締役	2.0
監査役	1.5

—以下省略—

【答え】

役員に対する退職金のうち、不相当に高額な部分の金額については、税務上の経費に計上することはできませんので、損金不算入となります。この不相当に高額な部分の金額は、「その法人の業務に従事した期間」「退職の事情」「同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職金の支給状況」などを勘案して判定すると規定されていますが、具体的な計算方法までは定められていません。そこで、役員退職金の計算の実務においては、功績倍率法によって計算する方法が一般的に行われています。

[役員退職慰労金の計算方法]

役員退職慰労金=最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率(役位別係数)

※本問では、前提条件の部分で、「入社から退職までの役位は継続して、代表取締役」とあるので、役位別係数より「代表取締役 3.0」とありますので、功績倍率は3.0となります。

役員退職慰労金=80万円×25年×3.0=6,000万円

したがって正解は、6,000万円

【第 5 問】下記の(問 15)~(問 17)について解答しなさい。

問 15

個人事業主で青色申告者である志田さんの 2022 年分の所得等が下記<資料>のとおりである場合、志田さんが 2022 年分の所得税の確定申告を行う際に、事業所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

<資料>

所得の種類	所得金額	備考
事業所得	6 6 0 万円	喫茶店経営に係る所得で、青色申告特別控除 6 5 万円控除後の金額
不動産所得	▲ 8 0 万円	必要経費：6 8 0 万円 必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額 6 0 万円が含まれている。
譲渡所得	▲ 6 0 万円	上場株式の売却に係る損失
雑所得	▲ 6 万円	執筆活動に係る損失

- 1.不動産所得▲80 万円と譲渡所得▲60 万円が控除できる。
- 2.不動産所得▲80 万円と雑所得▲6 万円が控除できる。
- 3.不動産所得▲20 万円と譲渡所得▲60 万円が控除できる。
- 4.不動産所得▲20 万円が控除できる。

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[損益通算の対象とならないもの]

- ・不動産所得:土地取得のための借入金の利子(建物は OK)
- ・譲渡所得:株式等の譲渡損失

[本問の場合]

・不動産所得の損失 80 万円のうち、借金の利子 60 万円は損益通算の対象外のため、残りの **20 万円が損益通算の対象**となります。

- ・株式等の譲渡損失は分離課税のため、事業所得と損益通算できません。
- ・雑所得は損益通算できません。

したがって正解は、4.不動産所得▲20 万円が控除できる

問 16

会社員の大津さんは、妻および長男との 3 人暮らしである。大津さんが 2022 年中に新築住宅を購入し、同年中に居住を開始した場合等の住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、大津さんは、年末調整および住宅ローン控除の適用を受けるための要件をすべて満たしているものとする。

(ア)2022 年分の住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その差額を翌年度の住民税から控除することができるが、その場合、市区町村への住民税の申告が必要である。

(イ)大津さんが所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、2022 年分は確定申告をする必要があるが、2023 年分以降は勤務先における年末調整により適用を受けることができる。

(ウ)一般的に、住宅ローン控除は、その建物の床面積の内訳が居住用 40 m²、店舗部分 30 m²の合計 70 m²の場合は適用を受けることができない。

(エ)将来、大津さんが住宅ローンの繰上げ返済を行った結果、すでに返済が完了した期間と繰上げ返済後の返済期間の合計が 8 年となった場合、繰上げ返済後は住宅ローン控除の適用を受けることができない。

【答え】

ア. 不適切 ×

住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その差額を翌年度の住民税から控除することができますが、市区町村への住民税の申告は必要ありません。

イ. 適切 ○

本問の通り、

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は1年目分の確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。

ウ. 不適切 ×

住宅ローン控除の要件は、住宅の床面積が50㎡(一定の場合は40㎡)以上で、そのうち2分の1が居住用に供されていることです。

よって、床面積の合計70㎡のうち、居住用部分の割合は2分の1以上なので、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

エ. 適切 ○

本問の通り、

住宅ローン控除の要件は、返済期間が10年以上の住宅ローンであることです。

よって、繰上げ返済により10年未満となった場合、住宅ローン控除の適用を受けられません。

問 17

会社員の香川さんが 2022 年中に支払った医療費等が下記<資料>のとおりである場合、香川さんの 2022 年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、香川さんの 2022 年中の所得は、給与所得 700 万円のみであるものとし、香川さんは妻および中学生の長女と生計を一にしている。また、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)については考慮せず、保険金等により補てんされる金額はないものとする。

<資料>

支払年月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
2022年2月	妻	A皮膚科医院	美容のためのスキンケア施術	140,000円
2022年7月	本人	B病院	健康診断(注1)	11,000円
2022年8月	本人	B病院	治療費(注1)	150,000円
2022年9月	長女	C病院	治療費(注2)	25,000円

(注1) 香川さんは2022年7月に受けた健康診断により重大な疾病が発見されたため、引き続き入院して治療を行った。

(注2) 香川さんの長女はテニスの試合中に足を捻挫し、歩行が困難であったためタクシーでC病院まで移動し、タクシー代金として2,200円を支払った。その後の通院は、自家用自動車を利用し、駐車場代金として5,500円を支払っている。タクシー代金および駐車場代金はC病院への支払金額(25,000円)には含まれていない。

1. 75,000 円
2. 88,200 円
3. 93,700 円
4. 228,200 円

【答え】

医療費控除は、その年に支払った自己負担の医療費から保険金などで補填された金額と10万円を差し引いた額です。

[計算式]

支出した医療費用-10万円

[本問の場合]

- ・美容のためのスキンケア施術→対象外
- ・健康診断:11,000円→対象
- ・治療費:150,000円・25,000円→対象
- ・治療を受けるためにやむを得ず支出したタクシー代:2,200円→対象
- ・通院のために支払った、自家用自動車のガソリン代・駐車場代金→対象外

●支出した医療費

11,000円+150,000円+25,000円+2,200円=188,200円

●医療費総額

188,200円-医療費控除100,000円=88,200円

したがって正解は、2

【第6問】下記の(問18)~(問21)について解答しなさい。

問18

横川さん(40歳)は、父(72歳)と叔父(70歳)から下記<資料>の贈与を受けた。横川さんの2022年分の贈与税額を計算しなさい。なお、父からの贈与については、2021年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[2021年中の贈与]

- ・父から贈与を受けた金銭の額：1,500万円

[2022年中の贈与]

- ・父から贈与を受けた金銭の額：1,500万円
- ・叔父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円

※2021年中および2022年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

【答え】

『相続時精算課税制度』

生前贈与を受けるときに、贈与時に贈与税を支払い、将来相続時に生前受けた贈与財産と相続財産を計算し、贈与税を相続税から控除し精算することで贈与税・相続税を納税することができる制度です。

- ・受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。

両親からそれぞれ2,500万円までの贈与がある場合はその時点では贈与税はかかりません。

- ・同じ贈与者から相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除した金額に一律20%乗じて計算されます。

[父からの贈与に係る贈与税]

本問では、2021年から相続時精算課税制度の適用を受けています。

2021年1,500万円の贈与を受けているため、2022年の1,500万円の贈与のうち2,500万円-1,500万円=1,000万円は非課税となります。

贈与額1,500万円-非課税1,000万円の残りの500万円に20%が贈与税が課されます。

$500\text{万円} \times 20\% = 100\text{万円}$

[叔父からの贈与に係る贈与税]

- ・叔父からの贈与額は、1,000万円は一般贈与財産となります。

- ・暦年課税の贈与税の基礎控除110万円です。

叔父は直系尊属ではないので、(ロ)の速算表を使用します。

贈与額1,000万円-暦年課税の基礎控除110万円=890万円

$890\text{万円} \times 40\% - 125\text{万円} = 231\text{万円}$

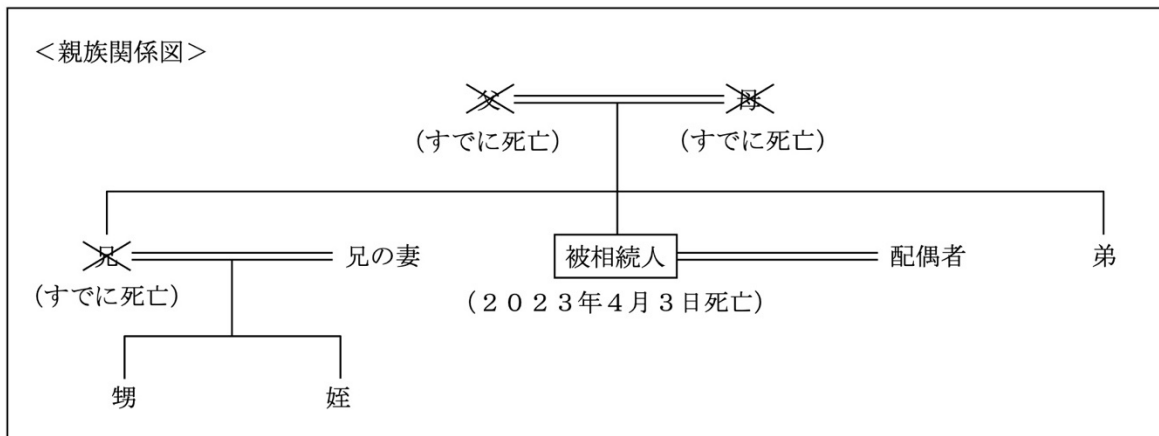
[2022年分の贈与税額]

2022年分の贈与税額=100万円+231万円=331万円

したがって正解は、331(万円)

問 19

下記〈親族関係図〉の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。



[各人の法定相続分および遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)
- ・ 被相続人の甥の法定相続分は (イ)
- ・ 被相続人の弟の遺留分は (ウ)

〈語群〉

- | | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1. なし | 2. $1/2$ | 3. $1/3$ | 4. $1/4$ | 5. $1/6$ |
| 6. $1/8$ | 7. $1/12$ | 8. $1/16$ | 9. $2/3$ | 10. $3/4$ |

【答え】

●法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

●法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[法定相続分]

妻→法定相続分(ア) 3/4

弟→法定相続分1/8

甥・姪→法定相続分(イ) 1/16

●遺留分権利者

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[遺留分]

兄弟姉妹に遺留分はありません。よって弟の遺留分は、(ウ)なしです。

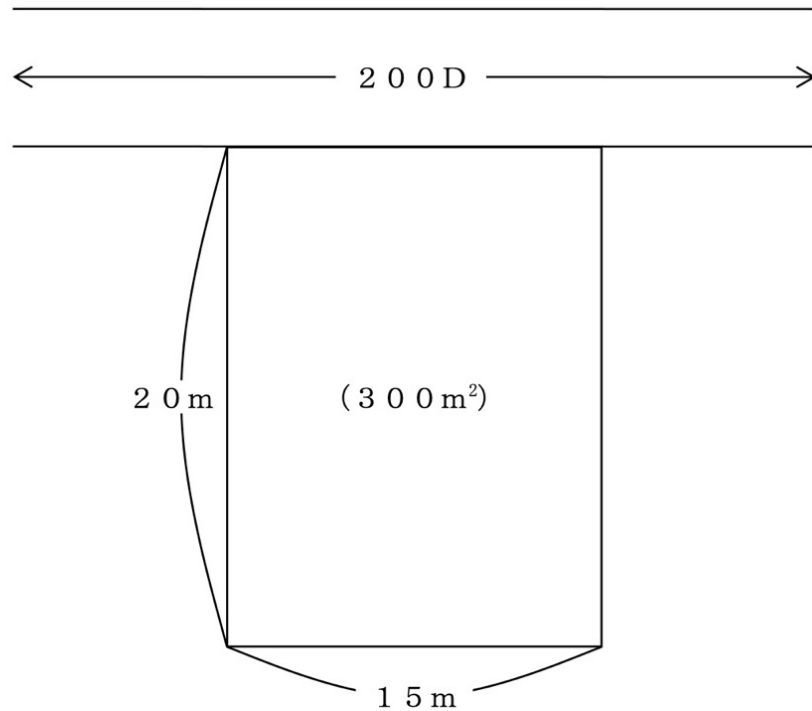
したがって正解は、

(ア)10 (イ)8 (ウ)1

問 20

下記〈資料〉の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

〈資料〉



注1：奥行価格補正率（20m以上24m未満） 1.00

注2：借地権割合 60%

注3：借家権割合 30%

注4：その他の記載のない条件は一切考慮しないこと。

1. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2$
2. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times 60\%$
3. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times (1 - 60\%)$
4. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 300 \text{ m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

●路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×敷地面積

●路線価の単位

路線価は千円単位で表され、アルファベットに借地権割合が割り当てられています。

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

[200D]=200千円 借地権割合60%

・資料より宅地の自用地評価額

$$200\text{千円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2$$

・借地権の評価

借地権評価額＝自用地評価額(路線価×奥行価格補正率×敷地面積)×借地権割合

$$200\text{千円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times 60\%$$

したがって正解は、2. $200\text{千円} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times 60\%$

問 21

自筆証書遺言と公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書遺言を作成する際には証人が不要であるが、公正証書遺言を作成する際には証人が 2 人以上必要である。
2. 家庭裁判所の検認が不要になるのは、遺言書が公正証書遺言である場合に限られる。
3. 自筆証書遺言を作成する場合において、財産目録を添付するときは、その目録も自書しなければ無効となる。
4. 公正証書遺言は公証役場に原本が保管されるが、自筆証書遺言についての保管制度は存在しない。

【答え】

1. 適切

本問の通り、
自筆証書遺言を作成する際には証人が不要ですが、公正証書遺言を作成する際には証人が2人以上必要です。

2. 不適切

	検認
自筆証書遺言	必要 (法務局で保管した場合は、 検認不要)
公正証書遺言	不要

3. 不適切

自筆証書遺言は遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。

4. 不適切

自筆証書遺言は、法務局で保管する制度があります。

したがって正解は、1

【第 7 問】下記の(問 22)~(問 24)について解答しなさい。

＜谷口家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
谷口 英男	本人	1 9 7 5 年 1 0 月 1 4 日	会社員
美奈	妻	1 9 7 4 年 8 月 2 4 日	パートタイマー
憲人	長男	2 0 0 7 年 5 月 1 0 日	高校生
菜穂	長女	2 0 0 9 年 1 1 月 2 2 日	中学生

＜谷口家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1 年	2 年	3 年	4 年
西暦 (年)			2 0 2 2 年	2 0 2 3 年	2 0 2 4 年	2 0 2 5 年	2 0 2 6 年
家族構成／ 年齢	谷口 英男	本人	4 7 歳	4 8 歳	4 9 歳	5 0 歳	5 1 歳
	美奈	妻	4 8 歳	4 9 歳	5 0 歳	5 1 歳	5 2 歳
	憲人	長男	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳
	菜穂	長女	1 3 歳	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳
ライフイベント			菜穂 中学校 入学	憲人 高校入学	自動車の 買替え	菜穂 高校入学	憲人 大学入学
			変動率				
収入	給与収入 (本人)	1 %	(ア)				
	給与収入 (妻)	—	1 0 0	1 0 0	1 0 0		
	収入合計	—					
支出	基本生活費	2 %	2 4 2				(イ)
	住居費	—	1 3 2	1 3 2	1 3 2	1 3 2	1 3 2
	教育費	—	1 1 0	1 4 0	1 5 0		
	保険料	—	5 7	5 7	6 2	6 2	6 2
	一時的支出	—			4 0 0		
	その他支出	2 %	6 0	6 1	6 2		6 5
	支出合計	—	6 0 1	6 3 7	1, 0 5 8		
年間収支			—				
金融資産残高			1 %	1, 1 6 3	1, 2 0 7	8 3 6	8 3 1

※年齢および金融資産残高は各年 1 2 月 3 1 日現在のものとし、2 0 2 2 年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 22

谷口家のキャッシュフロー表の空欄(ア)は英男さんの可処分所得である。下表のデータに基づいて、空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、2022 年における英男さんの収入は給与収入のみである。

2022 年分の英男さんの給与収入（額面）	800 万円
-----------------------	--------

2022 年に英男さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額					
厚生年金保険料	73 万円	健康保険料・介護保険料	48 万円	雇用保険料	4 万円
所得税	59 万円	住民税	52 万円	財形貯蓄	24 万円
社内預金	36 万円	従業員持株会	10 万円	社内あっせん販売	8 万円

【答え】

可処分所得とは、収入のうち税金や社会保険料を除いた所得です。

可処分所得=収入金額-(所得税+住民税+社会保険料)

[本問の場合]

2022年分の英男さんの給与収入（額面）	800万円
----------------------	-------

2022年に英男さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額					
厚生年金保険料	73万円	健康保険料・介護保険料	48万円	雇用保険料	4万円
所得税	59万円	住民税	52万円	財形貯蓄	24万円
社内預金	36万円	従業員持株会	10万円	社内あっせん販売	8万円

- ・所得税 59万円
- ・住民税 52万円
- ・厚生年金保険料 73万円
- ・健康保険料・介護保険料 48万円
- ・雇用保険料 4万円

給与収入 800 万円-(59 万円+52 万円+73 万円+48 万円+4 万円)=564 万円

したがって正解は、564(万円)

問 23

谷口家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）			2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
家族構成／ 年齢	谷口 英男	本人	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	美奈	妻	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	憲人	長男	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
	菜穂	長女	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント			菜穂 中学校 入学	憲人 高校入学	自動車の 買替え	菜穂 高校入学	憲人 大学入学
			変動率				
収入	給与収入（本人）	1%	（ ア ）				
	給与収入（妻）	—	100	100	100		
	収入合計	—					
支出	基本生活費	2%	242				（ イ ）
	住居費	—	132	132	132	132	132
	教育費	—	110	140	150		
	保険料	—	57	57	62	62	62
	一時的支出	—			400		
	その他支出	2%	60	61	62		65
	支出合計	—	601	637	1,058		
年間収支		—					
金融資産残高		1%	1,163	1,207	836	831	

[複利計算の計算式]

元金×(1+利率)^{N乗}

[本問の場合]

- 元金 242万円
- 変動率 2%
- 4年後

4年後の基本生活費=242万円×(1+2÷100)^{4乗}=261.9…→262万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、(イ) 262万円

問 24

英男さんは、教育費の負担が心配になり、奨学金について調べることにした。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述として、最も適切なものはどれか。

1. 申し込みは、進学前に限られ、進学後に申し込むことはできない。
2. 貸与型奨学金の選考については、家計による基準は設けられていない。
3. 貸与型奨学金には、利息が付く「第一種」と利息が付かない「第二種」がある。
4. 奨学金は、学生・生徒本人名義の口座に振り込まれる。

【答え】

1. 不適切

進学後に申し込むことも可能です。

2. 不適切

貸与型奨学金の選考には、家計基準が設けられています。

3. 不適切

貸与型奨学金には、利息が付く「第二種」と、利息が付かない「第一種」があります。

本問の説明は逆となります。

4. 適切

本問の通り、
奨学金は、学生・生徒本人名義の口座に振り込まれます。

したがって正解は、4

【第 8 問】下記の(問 25)~(問 27)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利 1.0 %)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1 年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2 年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3 年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4 年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5 年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6 年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7 年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8 年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9 年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10 年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15 年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20 年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25 年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30 年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 25

皆川さんは、自宅のリフォーム費用として、10 年後に 500 万円を準備したいと考えている。年利 1.0%で 10 年間複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

【答え】

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求めます。

$$500\text{万円} \times 0.905 = 4,525,000\text{円}$$

したがって正解は、4,525,000 (円)

問 26

山根さんは、退職金の 2,500 万円を今後 30 年間、年利 1.0%で複利運用しながら毎年 1 回、年末に均等に生活資金として取り崩していきたいと考えている。毎年取り崩すことができる最大金額はいくらになるか。

【答え】

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

資本回収係数

現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の取崩し受取額を求める

$$2,500\text{万円} \times 0.039 = 975,000\text{円}$$

したがって正解は、975,000 (円)

問 27

安藤さんは、子どもの留学資金として、15 年後に 1,500 万円を準備したいと考えている。年利 1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための毎年積立額を求める

$$1,500\text{万円} \times 0.062 = 930,000\text{円}$$

したがって正解は、930,000 (円)

【第9問】下記の(問28)~(問34)について解答しなさい。

<設例>

鶴見義博さんは、民間企業に勤務する会社員である。義博さんと妻の由紀恵さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある高倉さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2023年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
鶴見 義博	本人	1987年12月20日	35歳	会社員(正社員)
由紀恵	妻	1988年10月13日	34歳	会社員(正社員)
涼太	長男	2015年 7月19日	7歳	小学生

[収入金額(2022年)]

義博さん：給与収入450万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

由紀恵さん：給与収入400万円(手取り額)。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額11万円(管理費込み)である。

マイホームとして販売価格4,000万円(うち消費税200万円)のマンションを購入する予定である。

[金融資産(時価)]

義博さん名義

銀行預金(普通預金)：250万円

銀行預金(定期預金)：250万円

由紀恵さん名義

銀行預金(普通預金)：50万円

銀行預金(定期預金)：250万円

[負債]

義博さんと由紀恵さんに負債はない。

[保険]

- ・ 収入保障保険A：年金額15万円。保険契約者(保険料負担者)および被保険者は義博さん、年金受取人は由紀恵さんである。
- ・ 低解約返戻金型終身保険B：保険金額300万円。保険契約者(保険料負担者)および被保険者は由紀恵さんである。

問 28

鶴見さん夫妻は、2023 年 7 月にマンションを購入する予定である。鶴見さん夫妻が〈設例〉のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地(敷地の共有持分)の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は 10%とし、計算結果については万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

土地の売買代金に、消費税はかかりません。

消費税200万円は、建物部分全てにかかりますので、消費税10%を差し引いた建物の代金(税抜)を求めます。

建物の代金(税抜)=200万円÷10%=2,000万円

●土地(敷地の共有持分)の価格

販売価格-建物代金(税抜)-消費税=土地(敷地の共有持分)の価格

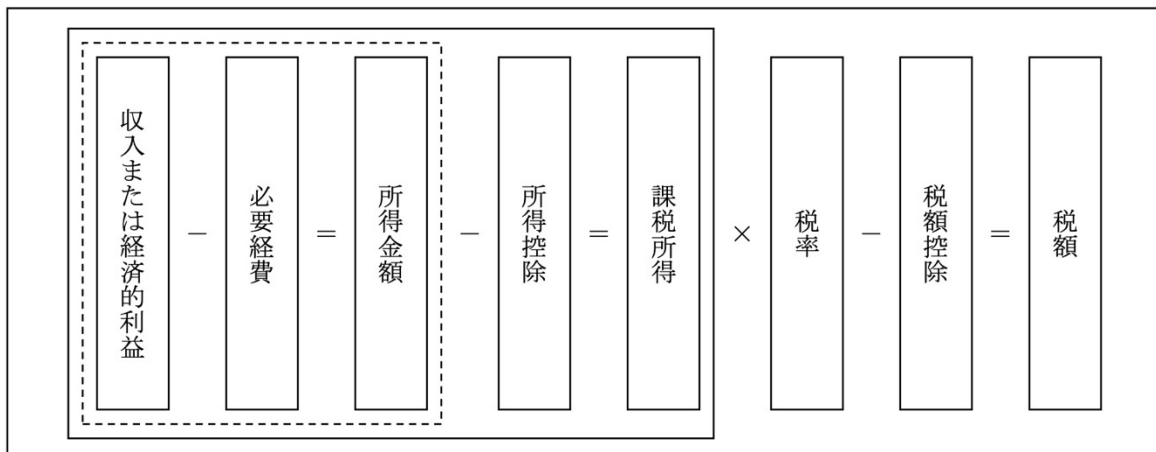
4,000万円-2,000万円-200万円=1,800万円

したがって正解は、1,800(万円)

問 29

FPの高倉さんは、個人に対する所得税の仕組みについて義博さんから質問を受けた。高倉さんが下記<イメージ図>を使用して行った所得税に関する次の(ア)~(エ)の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<イメージ図>



(出所：財務省HP「所得税の基本的な仕組み」を基に作成)

(ア)「義博さんが収入保障保険の保険料を支払ったことにより受けられる生命保険料控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」

(イ)「由紀恵さんがふるさと納税をしたことにより受けられる寄附金控除は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」

(ウ)「義博さんが空き巣に入られ盗難被害を受けたことによって受けられる雑損控除は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」

(エ)「由紀恵さんがケガで入院し入院費を支払ったことにより受けられる医療費控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」

【答え】

ア. 適切 ○

一般の生命保険料控除の対象は、生存・死亡に起因して保険金・給付金が支払われます。

収入保障保険や低解約返戻金型終身保険の保険料は、**一般生命保険料控除**として一定額を**所得控除**できます。

イ. 不適切 ×

ふるさと納税は、寄附金控除の対象で、一定額が**所得控除**されます。

本問で「税額控除として」と説明されていますので、不適切となります。

ウ. 不適切 ×

雑損控除は、納税者本人や生計を一にする配偶者や親族が保有する住宅・家財・現金などについて災害や盗難・横領などによって損害を受けた場合に適用されます。

雑損控除は所得控除であるため、**所得税額から差し引く税額控除ではありません。**

エ. 適切 ○

本問の通り、

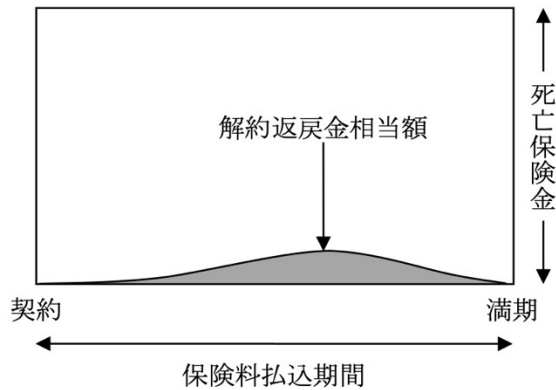
医療費控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。

問 30

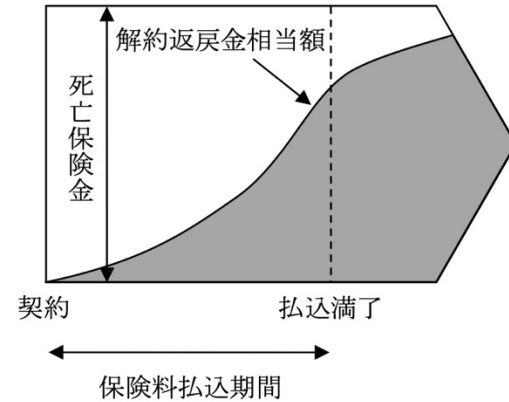
義博さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの高倉さんに質問をした。高倉さんが、生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記の〈イメージ図〉のうち、一般的な低解約返戻金型終身保険の解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。

〈イメージ図〉

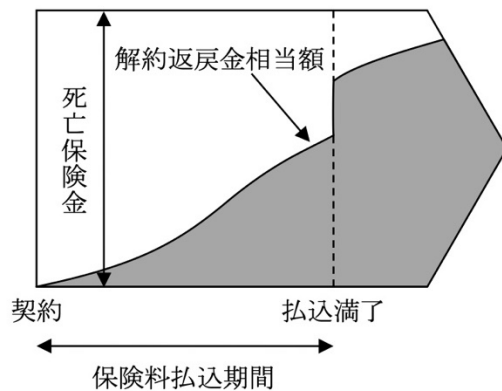
1.



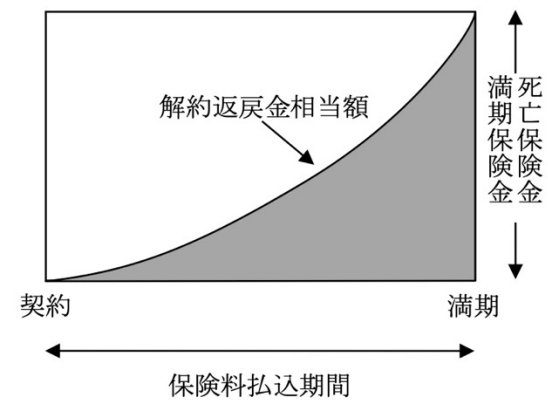
2.



3.



4.



【答え】

1) 定期保険

解約返戻金は少なく、保険期間中は死亡した場合は死亡保険金が支払われますが、保険期間終了までに生存した場合は、支払いはありません。

2) 終身保険

一般的に一定額の死亡保障・高度障害保障が一生涯保障されています。

3) 低解約返戻金型終身保険

保険料払込期間中の解約返戻金を通常の水準の70%程度に低く抑制することで保険料を安く設定しています。

4) 養老保険

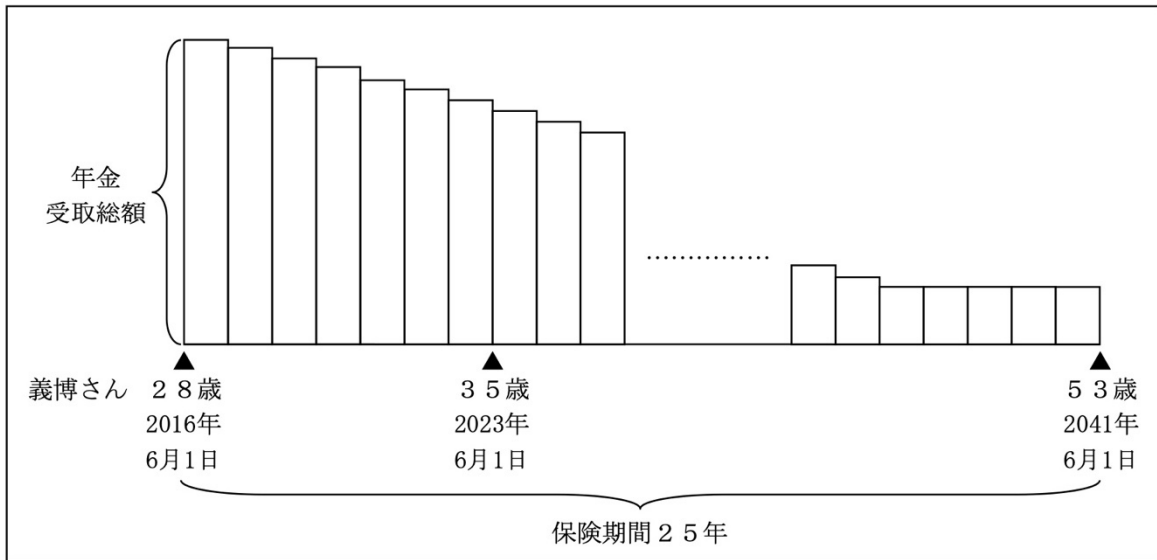
被保険者が死亡・高度障害といった万が一の時に支払われる死亡保険金と満期保険金が同額の保険のことです。

したがって正解は、3

問 31

義博さんは、契約中の収入保障保険 A の保障額について、FP の高倉さんに質問をした。高倉さんが説明の際に使用した下記〈イメージ図〉を基に、2023 年 6 月 1 日に義博さんが死亡した場合に支払われる年金総額として、正しいものはどれか。なお、年金は毎月受け取るものとする。

〈イメージ図〉



※義博さんは、収入保障保険 A を 2016 年 6 月 1 日に契約している。

※保険期間は 25 年、保証期間は 5 年である。

1. 900 万円
2. 3,240 万円
3. 4,500 万円
4. 5,400 万円

【答え】

[収入保障保険]

- ・被保険者が高度障害・死亡した場合に保険金が遺族へ年金形式で毎月(毎年)受け取れる定期保険
- ・被保険者の死亡時から満期までの期間に応じて保険金が支払われます。
- ・保険金額が経過年数とともに逓減していく(長く生きるほど保険金額が減る)
- ・保険金は年金受取と一時金受取は選択できるが受取総額は年金受取が一時金受取を上回ります。
- ・一般的に保険料は、定期保険より安いです。

[本問の場合]

- ・保険期間 25 年で、53 歳満了
- ・月額 15 万円で保証期間 5 年
- ・2023年6月1日に死亡した場合、保険料満了に達するまで18年間(2041年-2023年)、月額15万円が支給されます。

支払い年金総額=15万円×12ヶ月×18年=3,240万円

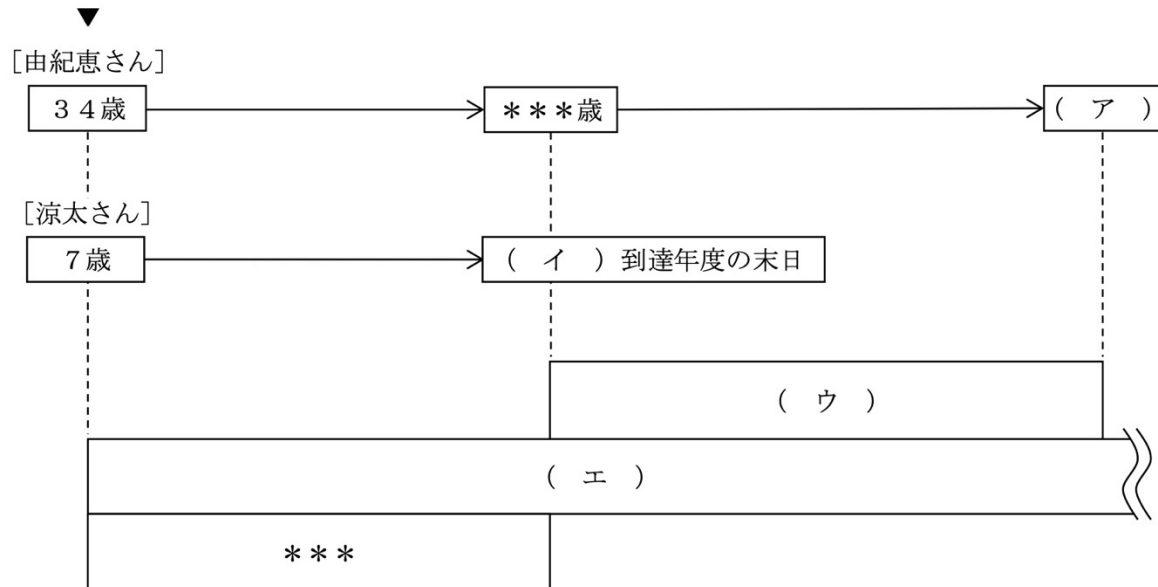
したがって正解は、2

問 32

由紀恵さんは、義博さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FP の高倉さんに相談をした。義博さんが、2023 年 6 月に 35 歳で在職中に死亡した場合に、由紀恵さんが受け取ることができる遺族給付を示した下記〈イメージ図〉の空欄(ア)～(エ)に入る適切な語句を語群の中から 選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、義博さんは、20 歳から大学卒業まで国民年金に加入し、大学卒業後の 22 歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

〈イメージ図〉

義博さん死亡



(注) 問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

＜語群＞

1. 18歳 2. 20歳 3. 60歳 4. 65歳 5. 70歳
6. 遺族基礎年金 7. 経過的寡婦加算 8. 中高齢寡婦加算
9. 遺族厚生年金（義博さんの報酬比例部分の年金額の3分の2相当額）
10. 遺族厚生年金（義博さんの報酬比例部分の年金額の4分の3相当額）

【答え】

義博さんが、2023年6月に35歳で在職中に死亡した場合、妻の由紀恵さんは、遺族基礎年金の受給資格と遺族厚生年金の受給資格を満たします。遺族基礎年金は、長男の涼太さんが18歳到達年度末日を経過すると支給停止になり、中高齢寡婦加算を受け取ることができます。

ア. 4:65歳

遺族基礎年金が支給停止されたとき、配偶者の年齢が40歳以上の場合、遺族厚生年金に65歳になるまで中高齢寡婦加算が加算されます。

イ. 1:18歳

遺族基礎年金は、末子が18歳到達年度の末日を経過すると支給停止されます。

ウ. 8:中高齢寡婦加算

遺族基礎年金が支給停止されたとき、配偶者の年齢が40歳以上の場合、遺族厚生年金に65歳になるまで中高齢寡婦加算が加算されます。

エ. 10:遺族厚生年金(義博さんの報酬比例部分の年金額の4分の3相当額)

遺族厚生年金の額は、死亡した人の報酬比例部分の年金額の4分の3相当額です。

したがって正解は、

ア. 4

イ. 1

ウ. 8

エ. 10

問 33

義博さんの健康保険料に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、義博さんは全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という)の被保険者である。また、健康保険料の計算に当たっては下記<資料>に基づくこととする。

<資料>

[義博さんに関するデータ]

給与：基本給：毎月300,000円

通勤手当：毎月15,000円

賞与：1回につき450,000円（年2回支給される）

[標準報酬月額]

標準報酬月額	報酬月額	
	以上	未満
300,000円	290,000円	310,000円
320,000円	310,000円	330,000円

[健康保険の保険料率]

介護保険第2号被保険者に該当しない場合：10.00%（労使合計）

介護保険第2号被保険者に該当する場合：11.64%（労使合計）

(ア)毎月の給与に係る健康保険料のうち、義博さんの負担分は15,000円である。

(イ)年2回支給される賞与に係る健康保険料については、義博さんの負担分はない。

(ウ)義博さんが負担した健康保険料は、所得税の計算上、全額が社会保険料控除の対象となる。

(エ)協会けんぽの一般保険料率は都道府県支部単位で設定され、全国一律ではない。

【答え】

ア. 不適切 ×

・健康保険の保険料は**労使折半**となり、保険料を事業主と労働者が、半分ずつ負担します。

・公的介護保険の被保険者は、**65歳以上を第1号被保険者、40歳以上65歳未満を第2号被保険者と区分**します。

[本問の場合]

・義博さんは35歳ですので、公的介護保険の被保険者には該当しません。

・標準報酬月額=通勤手当や住宅手当も含めます。

基本給:300,000円+通勤手当15,000円=315,000円

報酬月額の310,000円～330,000円の間に該当するため、標準報酬月額320,000円になります。

負担額=標準報酬月額320,000円×10.00%×1/2=**16,000円**

本問では、「15,000円」と説明されているので、不適切となります。

イ. 不適切×

賞与にかかる健康保険料は**労使折半**で負担します。

ウ. 適切 ○

個人が負担した健康保険料は、**全額が社会保険料控除の対象**となります。

エ. 適切 ○

協会けんぽの保険料:**都道府県ごと**に異なります。

問 34

義博さんの母親の弘子さんは今年 65 歳になる。義博さんは、弘子さんの老齢基礎年金の繰下げ受給について FP の高倉さんに質問をした。老齢基礎年金の繰下げ受給に関する次の記述の空欄(ア)～ (ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

老齢基礎年金を繰下げ受給した場合は、65 歳に達した月から支給繰下げの申し出を行った日の属する月の前月までの月数に応じて、次の増額率によって年金額が増額されます。

増額率＝(65 歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数)×0.7%

従って、仮に 68 歳に達した月に支給繰下げの申し出をすると、65 歳から支給される額の(ア)に増額され、この支給率は(イ)継続して適用されます。

なお、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給できる場合、付加年金は(ウ)。

<語群>

- | | | |
|---------------------|-------------------|----------------|
| 1. 102.1% | 2. 125.2% | 3. 133.6% |
| 4. 生涯 | 5. 70歳に達するまでの間 | 6. 75歳に達するまでの間 |
| 7. 老齢基礎年金と同率で増額されます | 8. 繰下げによる増額はありません | |

【答え】

ア. 2: 125.2%

・繰下げ支給

年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。

1ヶ月あたり0.7%の増額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.7\% \times \text{最大10年} = 84\%$ 増額となります。

[本問の場合]

●68歳到達月に繰下げを申し出た場合

$3\text{年} \times 12\text{ヶ月} = 36\text{月}$

$36\text{月} \times 0.7\% = 25.2\%$

元の金額と合わせると、125.2%相当額となります。

イ. 4: 一生涯

繰上げ繰下げともに一度決められた支給率になると、一生涯適用されます。

ウ. 7: 老齢基礎年金と同率で増額されます

老齢基礎年金と付加年金は連動して同率に増減されます。

【第 10 問】下記の(問 35)~(問 40)について解答しなさい。

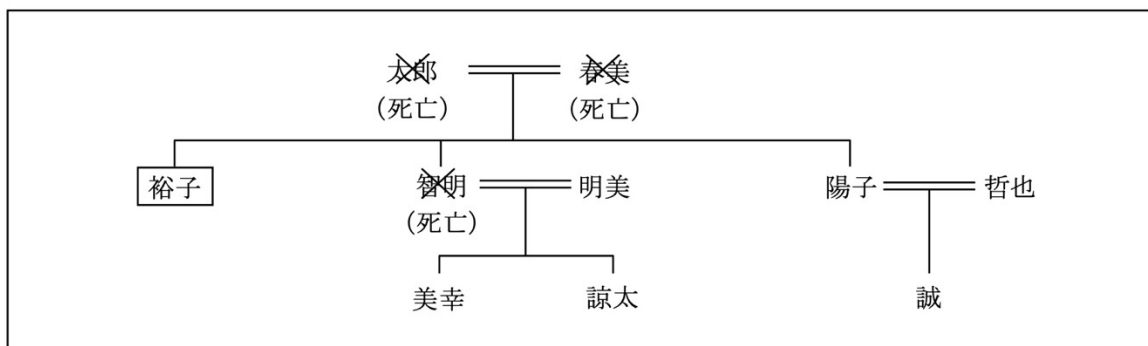
<設例>

国内の企業に勤務する西山裕子さんは、早期退職優遇制度を利用して、2023年9月に退職する予定である。そこで、退職後の生活のことや先日死亡した母の相続のことなどに関して、FPで税理士でもある駒田さんに相談をした。なお、下記のデータは2023年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族なし）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
西山 裕子	本人	1964年12月11日	58歳	会社員

II. 西山家の親族関係図



注1：裕子さんの母の春美さんは、裕子さんと同居していたが、2023年2月に死亡している。

III. 西山家（裕子さん）の財産の状況（裕子さんが相続する春美さんの遺産を含む）

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	裕子	名義変更手続き中の財産
金融資産		
現金・預貯金	1,850	
株式・投資信託	2,400	200
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	
不動産		
土地（自宅の敷地）		3,500
建物（自宅の家屋）	560	
その他（動産等）	180	

注2：「名義変更手続き中の財産」は、春美さんの相続により裕子さんが取得することが確定した財産であり、現在名義変更手続き中である。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：380万円（債務者は裕子さん）

自動車ローン：70万円（債務者は裕子さん）

裕子さんが負担すべき相続税および税理士に対する報酬：80万円

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
個人年金保険A	裕子	裕子	春美	—	500
医療保険B	裕子	裕子	—	—	—

注3：解約返戻金相当額は、2023年4月1日現在で解約した場合の金額である。

注4：個人年金保険Aは、据置期間中に被保険者が死亡した場合には、払込保険料相当額が死亡保険金として支払われるものである。なお、死亡保険金受取人の変更はまだ行われていない。

注5：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注6：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問 35

FP の駒田さんは、まず 2023 年 4 月 1 日現在における西山裕子さんのバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

＜西山裕子さんのバランスシート（名義変更中の遺産を含む）＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××	相続税・税理士報酬	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××	[純資産]	(ア)
建物（自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

[純資産の計算式]

総資産-総負債=純資産

<資産>

- ・金融資産 1,850 万円+2,400 万円+200 万円=4,450 万円
- ・生命保険(解約返戻金相当額) 500 万円
- ・事業用資産(不動産以外)420 万円
- ・不動産 3,500 万円+560 万円=4,060 円
- ・その他 180 万円

総資産額 9,190 万円

<負債>

- ・住宅ローン :380 万円
- ・事業用借入:70 万円
- ・相続税・税理士報酬:80 万円

総負債額:530 万円

<純資産>

純資産額=9,190 万円-530 万円=8,660 万円

したがって正解は、8,660（万円）

問 36

下記<資料>は、裕子さんの 2022 年(令和 4 年)分の「給与所得の源泉徴収票(一部省略)」である。空欄(ア)に入る裕子さんの 2022 年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、裕子さんには、2022 年において給与所得以外に申告すべき所得はなく、年末調整の対象となった所得控 除以外に適用を受けることのできる所得控除はない。また、復興特別所得税は考慮しないこと。

<資料>

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)													
		(役職名)													
		氏 名 (フリガナ) ニシヤマ ユウコ													
		西山 裕子													
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)			所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額					
給料・賞与		内 千 円 7 2 0 0 0 0 0			千 円 5 3 8 0 0 0 0			(各自計算)		(ア)					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)				16歳未満 扶養親族 の数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者 である 親族の数			
有 従有		老人 千 円		特 定 人 従人 内		老 人 人 従人		そ の 他 人 従人		人		内 人 人 人		人	
社会保険料等の金額		生 命 保 険 料 の 控 除 額			地 震 保 険 料 の 控 除 額			住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額							
内 千 円 1 0 4 0 0 0 0		千 円 4 0 0 0 0			千 円 2 0 0 0 0			千 円 4 0 0 0 0							
(摘要)															

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

- 292,500 (円)
- 324,500 (円)
- 388,500 (円)
- 420,500 (円)

【答え】

●所得控除

源泉徴収票より、

- ・社会保険料控除:104,000円
- ・生命保険料控除:40,000円
- ・地震保険料控除:20,000円

※住宅借入金等控除は、税額控除のため、所得控除ではありませんので計算に含みません。

★基礎控除

合計所得金額が2,400万円以下なので、基礎控除額は48万円となります。

[所得控除合計]

$$104,000円 + 40,000円 + 20,000円 + 480,000円 = 1,580,000円$$

●課税総所得金額

総所得金額は給与所得控除後の金額5,380,000円です。

$$5,380,000円 - 1,580,000円 = 3,800,000円$$

●所得税額

所得税の速算表より

$$3,800,000円 \times 20\% - 427,500円 = 332,500円$$

税額控除である住宅借入金等控除額40,000円を差し引いた額が納付すべき所得税額です。

$$332,500円 - 40,000円 = 292,500円$$

したがって正解は、1

問 37

裕子さんは、勤務先の早期退職優遇制度を利用して 2023 年 9 月末に退職を予定している。裕子さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、裕子さんの退職一時金に係る所得税額を計算しなさい。なお、裕子さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出し、勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととし、所得控除および復興特別所得税については考慮しないこととする。

〈資料〉

支給される退職一時金	2,500万円
勤続期間	21年4ヵ月

〈所得税の速算表〉

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

【答え】

[退職所得の計算式]

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

勤続年数は、21年4ヶ月ですので、1年切り上げて22年で計算します。

$$\text{退職所得控除} = 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (22\text{年} - 20\text{年}) = 940\text{万円}$$

$$\text{退職所得} = (2,500\text{万円} - 940\text{万円}) \times 1/2 = 780\text{万円}$$

〈所得税の速算表より〉

$$780\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = 1,158,000\text{円}$$

したがって正解は、1,158,000(円)

問 38

裕子さんが取引をしている国内の証券会社から送付された 2022 年分の特定口座年間取引報告書(一部)が下記<資料>のとおりである場合、次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選択してもよいこととする。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

<資料>

(単位：円)

① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
2,800,000	3,000,000	(各自計算)

	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額
特定上場株式等の配当等	④ 株式、出資又は基金	100,000	(各自計算)	(各自計算)	
	⑤ 特定株式投資信託				
	⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)				
	⑦ オープン型証券投資信託	200,000	(各自計算)	(各自計算)	
	⑧ 国外株式又は国外投資信託等				
	⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	300,000	(各自計算)	(ア)	
上記以外のもの	⑩ 公社債				
	⑪ 社債的受益証券				
	⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑪及び⑭以外)				
	⑬ オープン型証券投資信託				
	⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等				
	⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)				
	⑯ 譲渡損失の金額	(各自計算)			
	⑰ 差引金額 (⑨+⑮-⑯)	(イ)			
	⑱ 納付税額		(ウ)	(省略)	
	⑲ 還付税額 (⑨+⑮-⑱)		(省略)	(省略)	

<語群>

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. -100,000 | 2. 0 (ゼロ) | 3. 5,000 | 4. 15,000 |
| 5. 20,000 | 6. 30,000 | 7. 45,000 | 8. 60,000 |
| 9. 100,000 | | | |

【答え】

(ア) 15,000

[配当所得に対する所得税・住民税の源泉徴収額]

- ・所得税15%
- ・住民税5%

配当所得30万円に係る住民税額=30万円×5%=15,000円

(イ) 100,000

[計算式]

(9)配当所得 + (15)合計0 - (16)譲渡損失

(16)譲渡損失=2,800,000-3,000,000=▲200,000

(17)差引金額=(9)配当所得300,000+(15)0-(16)譲渡損失200,000=100,000

(ウ) 15,000

(17)差引金額に所得税15%が課税されます。

$100,000 \times 15\% = 15,000$ 円

したがって正解は、

(ア) 4 (イ) 9 (ウ) 4

問 39

裕子さんは、母親の春美さんが亡くなるまでの一定期間、春美さんを介護するために会社を休んでいた。こうした介護を理由に休業する場合に支給される介護休業給付について、FP の駒田さんに質問をした。雇用保険制度の介護休業給付に関する次の説明の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者が、配偶者や父母など対象となる家族を介護するために会社を休業した場合、一定の要件を満たせば介護休業給付金を受給することができます。介護休業給付金は、(ア)について、通算(イ)を限度に支給されます。また、この介護休業は(ウ)を限度に分割して取得することが可能で、そのたびに給付金を受給することができます。1 日当たりの給付金の支給額は、該当する被保険者が休業を開始した日の前日に離職したものとみなして計算する休業開始時賃金日額の(エ)となりますが、この賃金日額には上限があるほか、対象期間中に会社から一定額以上の賃金が支給されると、給付金が減額されたり不支給となったりする場合もあるので注意が必要です。」

- | | | | |
|------------------|----------|---------|----------|
| 1. (ア) 該当する被保険者 | (イ) 93 日 | (ウ) 3 回 | (エ) 50 % |
| 2. (ア) 対象となる同じ家族 | (イ) 93 日 | (ウ) 3 回 | (エ) 67 % |
| 3. (ア) 該当する被保険者 | (イ) 6 ヲ月 | (ウ) 6 回 | (エ) 67 % |
| 4. (ア) 対象となる同じ家族 | (イ) 6 ヲ月 | (ウ) 6 回 | (エ) 50 % |

【答え】

(ア) 対象となる同じ家族

介護休業給付金の支給日数は、対象となる同じ家族ごとに計算されます。

(イ) 93日

介護休業給付金は、条件を満たした場合、最大93日に達するまでに3回を限度として支給されます。

(ウ) 3回

介護休業給付金は、条件を満たした場合、最大93日に達するまでに3回を限度として支給されます。

(エ) 67%

介護休業給付金の1日当たりの支給額は、休業開始賃金日額の67%相当額です。

したがって正解は、2

問 40

裕子さんは、病気療養のため 2023 年 3 月、RA 病院に 6 日間入院し、退院後の同月内に同病院に 6 日間通院した。裕子さんの 2023 年 3 月の 1 ヶ月間における保険診療分の医療費(窓口での自己負担分)が入院について 18 万円、退院後の通院について 3 万円、さらに入院時の食事代が 9,000 円、差額ベッド代が 6 万円であった場合、下記<資料>に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、裕子さんは全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であって標準報酬月額 44 万円であるものとする。また、RA 病院に「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、多数該当は考慮しないものとし、同月中に<資料>以外の医療費はないものとする。

<資料>

[2023年3月分の高額療養費の算定]		
		← 窓口での自己負担分 →
保険者が負担 (療養の給付)	高額療養費	自己負担限度額
← 1 ヶ月当たりの総医療費 (保険診療分) →		
[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額 (70歳未満の人)]		
標準報酬月額	自己負担限度額 (月額)	
① 83万円以上	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	
② 53万～79万円	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	
③ 28万～50万円	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	
④ 26万円以下	57,600円	
⑤ 市区町村民税非課税者等	35,400円	

1. 96,570 円
2. 125,570 円
3. 163,270 円
4. 192,270 円

【答え】

高額療養費は、月間の医療費の自己負担額が同一月に一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

[本問の場合]

・1ヶ月の総医療費=入院18万円+通院3万円=21万円
(入院時の食事代と差額ベッド代は高額療養費には含みません。)

・窓口の自己負担(総医療費の3割)
 $21\text{万円} \div 0.3 = 70\text{万}$

・医療費の1ヶ月あたりの自己負担限度額(70歳未満)
標準報酬月額44万円

自己負担限度額=80,100円+(700,000円-267,000円)×1%
=84,430円

・高額療養費の支給額=窓口負担額-自己負担限度額
=210,000円-84,430円
=125,570円

したがって正解は、2